

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年4月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800338号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900006号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和2年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年5月20日から昭和31年10月29日まで

母(訂正請求記録の対象者)の未支給年金請求時に、請求期間当時の母と同姓同名で生年月日が同一の厚生年金保険被保険者記号番号の年金記録があることを知った。請求期間当時に母が結婚し、A県で働いていたことは聞いていたが、勤務していた事業所名称までは聞いておらず、年金事務所では母の記録と認められなかった。調査の上、母の記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間の一部期間について、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳から、訂正請求記録の対象者と同姓同名かつ同一生年月日の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記号番号に係る記録(以下「厚年記録」という。)が確認できる。

しかしながら、上記厚年記録に係る事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したものの、回答が得られなかった上、訂正請求記録の対象者の親族(両親、兄弟、夫及び前夫)は既に亡くなっていることから、訂正請求記録の対象者の勤務実態を確認できない。

また、上記厚年記録に係る事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。